事 務 連 絡 令和4年2月22日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 中 核 市

民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について

中小規模調理施設(同一メニューを 300 食以上又は1日750 食以上提供する調理施設以外の施設)については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により、その衛生管理の指導を通知しているところですが、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、同通知を一部改正し、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局から各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛てに通知しておりますので、管下の所管施設に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対する周知をお願いいたします。